

## 令和4年度 第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）岡崎市実施計画

この計画は、愛知県が令和3年度に策定した第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）（以下「特定計画」という。）の実施計画として策定するものである。

### 1 管理すべき鳥獣の種類

ニホンジカ

### 2 計画の期間

本計画の期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。

### 3 管理すべき区域

本計画に基づき管理すべき対象区域は、特定計画に基づき市内全域とする。

### 4 管理の目標

#### (1) 目標

管理の目標は、適切な被害防除対策等を実施するとともに、狩猟を活かしながら効果的な個体数調整を行うこと等により、農林業被害等の未然防止又は減少を図るとともに、ニホンジカの地域個体群の長期にわたる安定的な維持を図り、人とニホンジカとの適切な関係を構築することとする。

#### (2) 現状

##### ア 生息状況

##### (ア) 生息地の範囲

愛知県の調査によると、平成27年度のニホンジカの生息地の範囲は、図1に示すとおり県東部の山間地を覆い尽くしており、市内においても旧額田町のほとんどの区域と旧岡崎市の一部に及んでおり、平成17年度以降、南西方向に広がっている。今後さらに生息地の範囲が拡大した場合、山間地に隣接する平地にまで被害が広がる可能性がある。

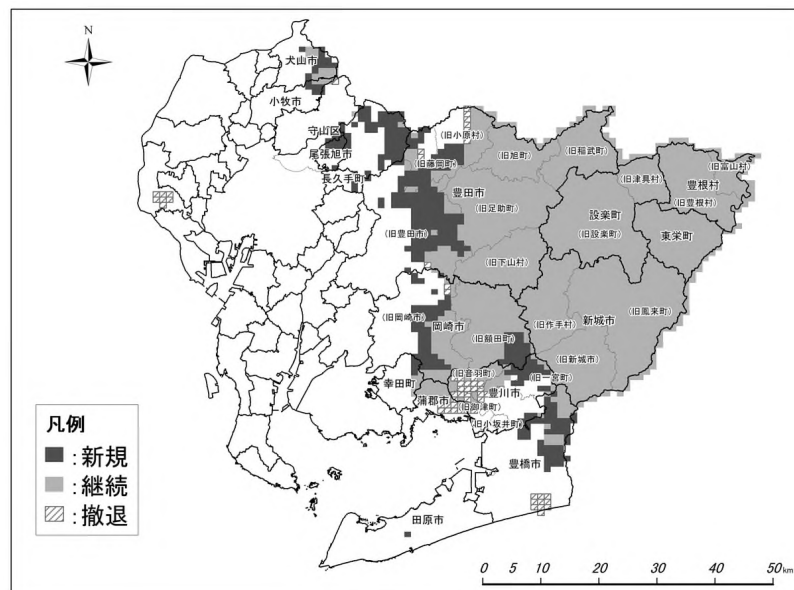


図1 ニホンジカの生息地の範囲

（出典）愛知県自然環境課資料

(イ) 生息動向

愛知県が実施する推計により、県内では23,299頭、生息していることが予想されている。これは、平成22年度の推定生息数約2,100～4,400頭と比較すると大幅な増加の傾向が見られる。

また、他市町村と比較して岡崎市は県内でも生息数が多いと推定されている。

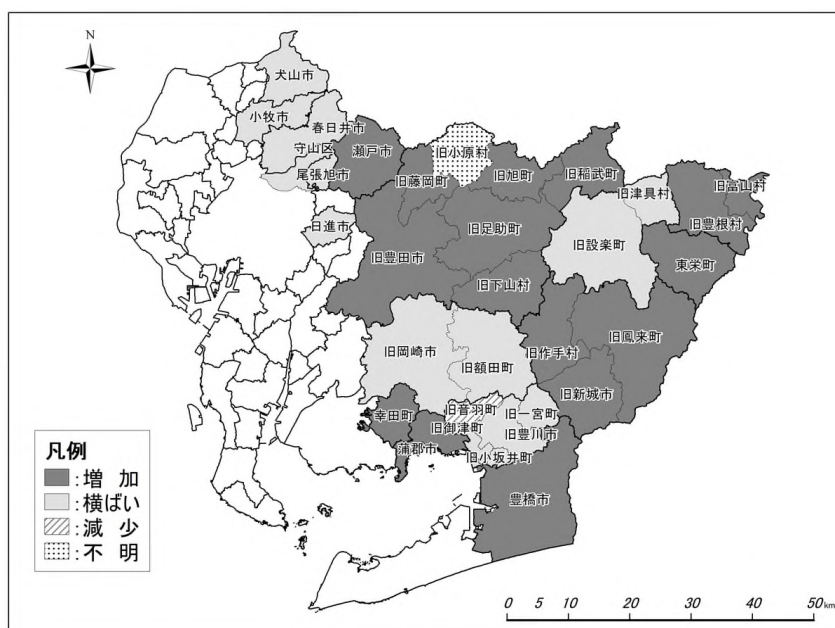


図2 ニホンジカの生息動向

(出典) 愛知県自然環境課資料

(ウ) 捕獲状況

令和2年度のニホンジカの狩猟による捕獲数を図3に、特定計画に基づく個体数の調整のための捕獲数(以下、「個体数調整」という。)を図4に、県指定鳥獣捕獲数を図5に示す。ニホンジカは県内東部のほぼ全域で捕獲されているが、市内では、近年特に旧額田町における捕獲数が多い。

市内の個体数調整による捕獲数を表1に示す。



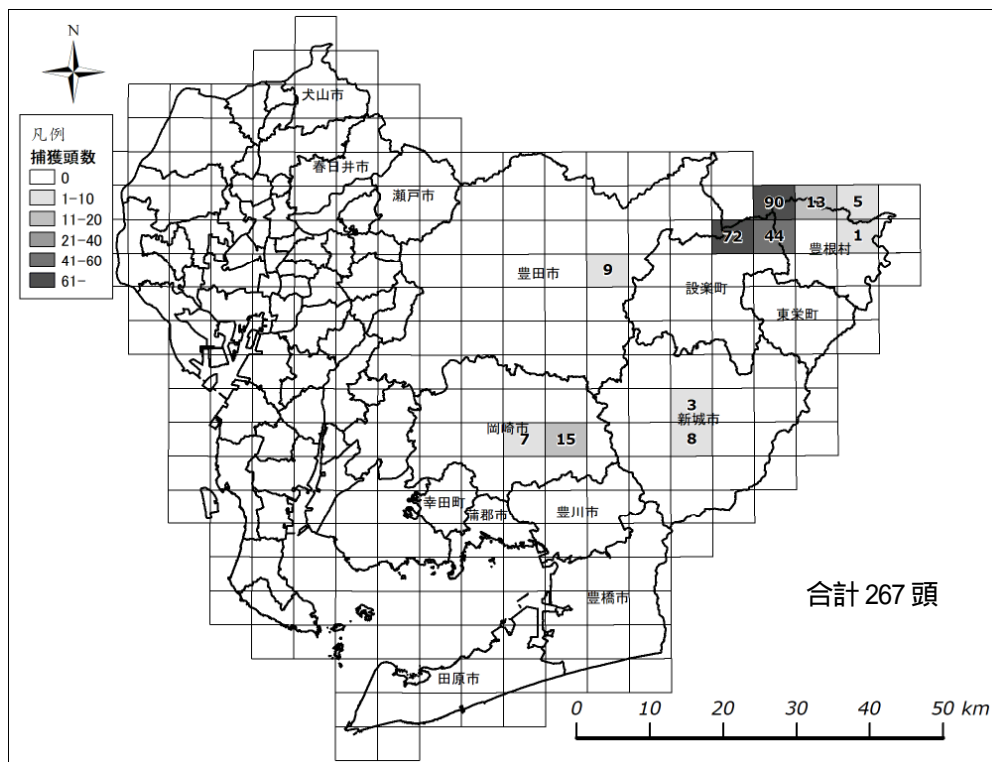


図5 県指定鳥獣捕獲によるニホンジカ捕獲数分布図（令和2年度）  
（出典）愛知県自然環境課資料

| 年度   | R1  | R2  | R3  | 合計    |
|------|-----|-----|-----|-------|
| 旧岡崎市 | 229 | 305 | 76  | 610   |
| 旧額田町 | 405 | 425 | 140 | 970   |
| 合計   | 634 | 730 | 216 | 1,580 |

注：令和3年度は4月から9月までの実績

表1 地域別の個体数調整による捕獲数実績（単位：頭）

イ 生息環境と土地利用状況

ニホンジカの生息地の大部分は森林であるため、市内の森林の内訳を表2に示す。市内において、広葉樹林の割合が約3割と高くなっており、ニホンジカの好む環境にあると考えられる

また、里山や中山間地域の農地は、谷間を開墾した谷津田や山腹の緩斜面を利用した農地が多く、背後に広がる森林と開けた草地の形成が、ニホンジカの生息に適した状況となっており、農地自体もニホンジカの被害を受けやすい形態をしている。

近年、全国的にこのような地域における耕作放棄地の増加が報告されており多くの地域では増加傾向にある。耕作放棄地の増加はニホンジカによる農林作物被害の増加、さらにはニホンジカの生息数増加及び生息地の範囲拡大を助長するものと考えられる。

| 計画区域<br>市町村名 | 総数     | 立木地    |       |       |       |        |       |        |       | 竹林  |      | 無立木地 |      |
|--------------|--------|--------|-------|-------|-------|--------|-------|--------|-------|-----|------|------|------|
|              |        | 針葉樹    |       | 広葉樹   |       | (再掲)   |       |        |       |     |      |      |      |
|              |        |        |       |       |       | 人工林    |       | 天然林    |       |     |      |      |      |
| 岡崎市          | 27,711 | 17,232 | 62.1% | 9,658 | 34.9% | 14,465 | 52.2% | 12,425 | 44.8% | 472 | 1.7% | 349  | 1.3% |

表2 林種別森林等面積 単位：ha

ウ 被害状況

対象区域における平成30年度から令和2年度までの旧市町村別の農林作物推定被害状況を表3に示す。

| 計画区域<br>市町村名 | 平成30年度       |            |              | 令和元年度        |            |              | 令和2年度        |            |              |
|--------------|--------------|------------|--------------|--------------|------------|--------------|--------------|------------|--------------|
|              | 被害面積<br>(ha) | 被害量<br>(t) | 被害金額<br>(千円) | 被害面積<br>(ha) | 被害量<br>(t) | 被害金額<br>(千円) | 被害面積<br>(ha) | 被害量<br>(t) | 被害金額<br>(千円) |
| 旧岡崎市         | 3.7          | 8.4        | 8,170        | 10.3         | 26.9       | 14,558       | 2.1          | 7.7        | 4,008        |
| 旧額田町         | 7.0          | 49.4       | 7,635        | 8.0          | 40.9       | 16,475       | 5.1          | 54.4       | 6,149        |
| 計            | 10.7         | 57.8       | 15,805       | 18.3         | 67.8       | 31,033       | 7.2          | 62.1       | 10,157       |

表3 旧市町村別の農林作物推定被害状況(平成30年度～令和2年度)

(3) 目標を達成するための施策の基本的考え方

ア 順応的管理

目標を達成するために、次の施策を推進するとともに、その効果をモニタリングし、評価し、必要に応じて次年度の施策の見直しを行うこととする(図6参照)。

また、捕獲数の目標についても施策の実施状況及びモニタリング結果を踏まえ、順応的に見直しを行うよう県に求めていくこととする。

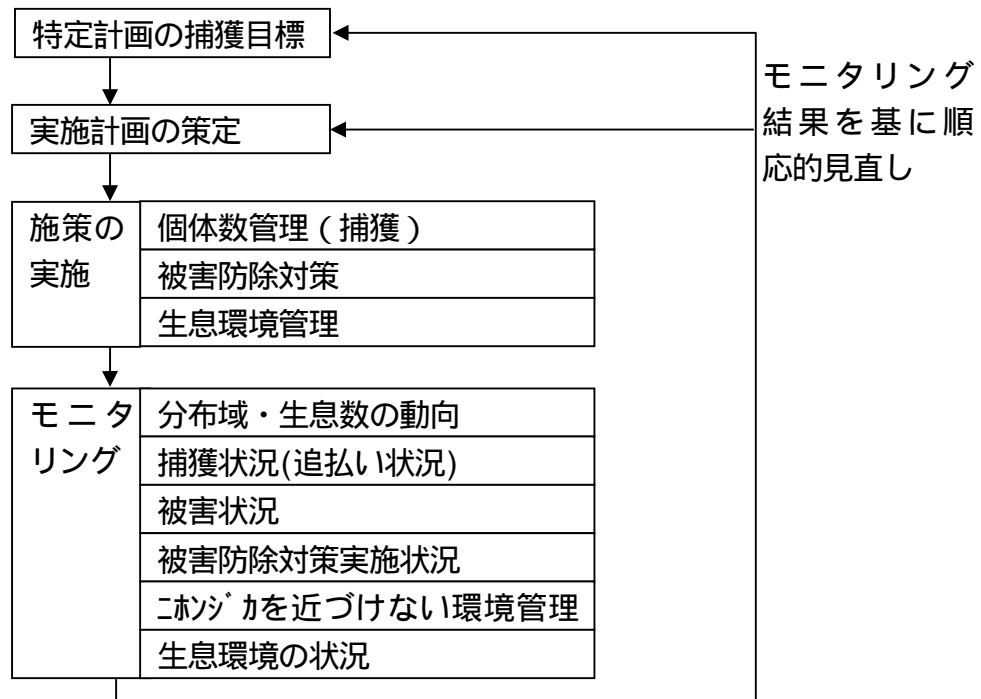


図6 順応的管理の概念図

イ 地域に根ざした取組の充実

鳥獣による被害対策は、生息環境整備、被害防除対策及び捕獲等の総合的な取組を地域レベルで適切に進めることが効果的である。

このため、市内の各地域の管理の具体的な目標を可能な限り集落レベルまで周知すること等により、地域の共通意識を醸成しながら、施策を実施することとする。

ウ 農林業被害等の未然防止対策

被害の未然防止に必要な地域においては以下の対策を実施し、被害の未然防止に努める。

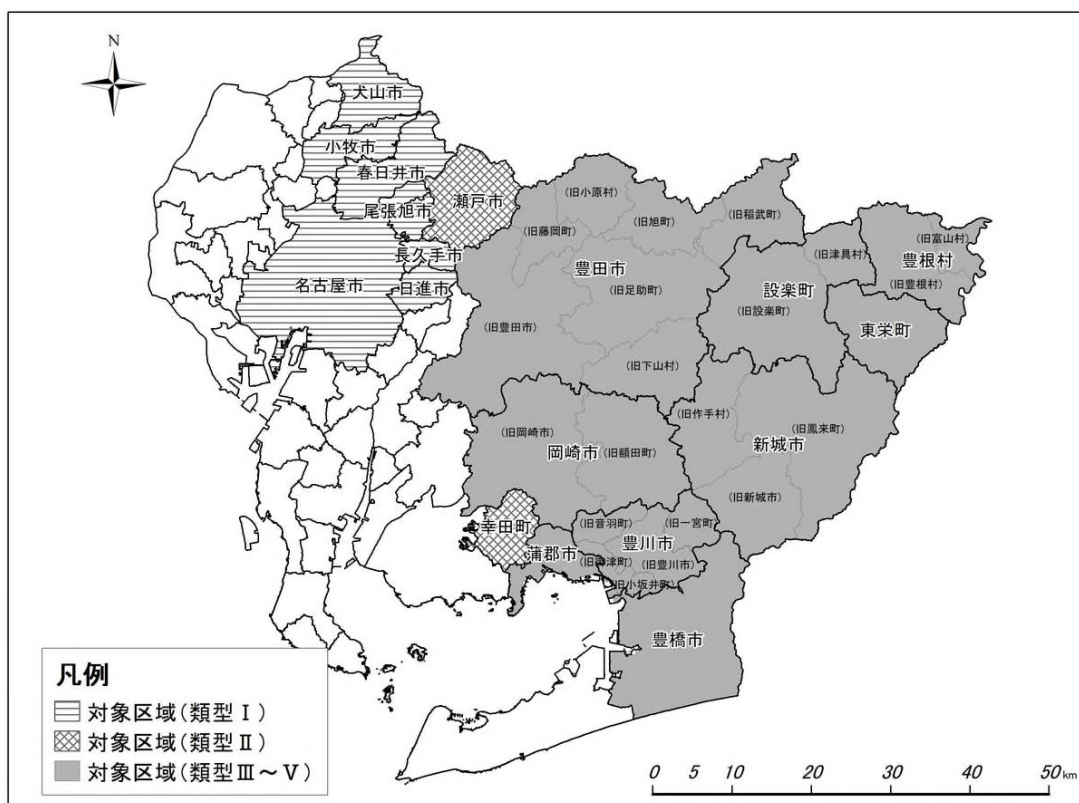
- (ア) 農地周辺の草刈の実施や未収穫物、生ゴミ等を適切に処分することにより、農地及び人家周辺の餌場としての魅力を下げ環境管理を実施する。
- (イ) 農地等への柵の設置等の被害防除対策を実施する。
- (ウ) 加害個体を中心とした捕獲に努める。
- (エ) 餌となるものの除去や、下草刈により見通しを良くする等の環境対策の実施
- (オ) 適正な個体数に調整することを目的としたニホンジカの捕獲を実施する。
- (カ) 生息地となっている森林の間伐等適正な維持管理により、樹種、林相が多様

で下層植生が豊かな森林づくりに努める。

## エ エリア管理

愛知県が作成した特定計画において、ニホンジカの生息地の範囲、生息動向、をふまえて、10年前まで分布していなかった地域で、現在分布は確認されているものの、過去5年間にメスジカの捕獲実績がない市町村を「類型Ⅰ」、10年前まで分布していなかった地域で、現在分布が確認されており、過去5年間にメスジカの捕獲実績がある市町村を「類型Ⅱ」、10年前から分布している市町村を「類型Ⅲ～Ⅴ」としている。エリア区分について図7に示す。

岡崎市は全域が「類型Ⅲ」に区分されており、積極的な捕獲により生息数及び生息密度の低減を図るとともに、農林業被害の減少に重点を置き、被害防除、生息環境管理に努める。



## 5 数の調整に関する事項

### (1) 捕獲圧の調整

岡崎市の捕獲業務委託期間である個体数調整期間において重点的に捕獲する。捕獲数については、岡崎市鳥獣被害防止計画に基づき目標値を設定し捕獲を実施する。捕獲数を表5に示す。



| 年度   | 令和2年度 |     |     | 令和3年度(見込) |     |     | 令和4年度(目標) |     |      |
|------|-------|-----|-----|-----------|-----|-----|-----------|-----|------|
| 捕獲区分 | 個体数調整 |     | 計   | 個体数調整     |     | 計   | 個体数調整     |     | 計    |
|      | 銃     | わな  |     | 銃         | わな  |     | 銃         | わな  |      |
| 旧岡崎市 | 57    | 248 | 305 | 31        | 108 | 139 | 100       | 200 | 300  |
| 旧額田町 | 46    | 380 | 426 | 39        | 218 | 257 | 50        | 650 | 700  |
| 合計   | 103   | 628 | 731 | 70        | 326 | 396 | 150       | 850 | 1000 |

表5 捕獲数 単位：頭

(2) 捕獲目標の達成に向けた取組

ア 加害個体を中心とした捕獲を実施する。

イ 個体数調整の目的で捕獲を行うに当たっては、メスジカの捕獲を促進する。

ウ 特例休猟区における狩猟の実施

対象区域内の休猟区の指定に当たっては、ニホンジカの狩猟を認める特例休猟区に原則指定するよう県に求めることとする。

(3) 最適な捕獲数の検討

捕獲実施者等の協力を得て前年度の捕獲数、捕獲場所、捕獲時期、捕獲個体の性別等を把握する。なお、ニホンジカについては階層ベイズ法による生息数の推定結果、捕獲効率(CPUE値)、農業被害量等を指標として生息密度の増減を推定する。

これにより、最適な捕獲数を検討し、必要に応じて捕獲目標数の見直しを行う。

6 生息地の保護及び整備に関する事項

ニホンジカの生息環境の整備について、森林の管理者は、「尾張西三河地域森林計画変更計画書」(自：平成28年4月1日～至：令和8年3月31日)に示された方針に基づき適切な保育・間伐等や広葉樹の導入を図る施業の推進等を進め、生息地となっている森林の維持管理を行うことにより、樹種、林相が多様で下層植生が豊かな森林づくりに努める。これにより、森林でのニホンジカの生息可能な環境が整備される。

農地及び集落周辺における耕作放棄地及び藪・雑草等は、草地化してニホンジカに餌場を提供するとともに、農地への誘引を助長する要因となるため、土地管理者及び農家は刈り払い等の適正な管理に努める。また、農地の未収穫物、人家周辺の生ゴミ等はニホンジカの食物となり、ニホンジカを誘引するため、農家及び地域住民等は適切に処分する。

これらの環境整備により、農地及び集落への侵入を困難にし、餌場としての魅力を下げることにより、人の生活圏とニホンジカの行動圏との分離に努める。

7 被害防除対策に関する事項

被害防除対策の評価

ニホンジカの捕獲に加え、被害防除対策として電気柵等の防除柵の設置、環境管理として草刈りが各々の地域の状況に応じて実施されている。

岡崎市鳥獣害対策協議会によるニホンジカ用侵入防止柵の設置は「かなり効果あり」として設置が進められている。銃による捕獲は一定の効果があり、わなによる捕獲はか



なり効果があると考えられるが、ニホンジカの生息数増加等により被害は増加しているため、さらなる推進が必要である。

| 計画区域<br>市町村名 | 被害動向 | 捕獲対策 |    | 防除対策                      |     |    | 環境管理 |
|--------------|------|------|----|---------------------------|-----|----|------|
|              |      | 銃    | わな | ニホンジカ用侵入防止柵<br>(ワイヤーメッシュ) | 電気柵 | 金網 | 草刈   |
| 旧岡崎市         | 減少   |      |    |                           | ○   |    |      |
| 旧額田町         | 減少   |      |    |                           | ○   |    |      |

○ : かなり効果あり      ○ : 効果あり      ○ : 効果が少ない

表6 ニホンジカの被害防除対策の評価

| 計画区域 | 実施年度 | 捕獲数(頭) |     | 防除対策   |                                  | 環境管理 |
|------|------|--------|-----|--------|----------------------------------|------|
|      |      | 銃      | わな  | 電気柵(m) | ニホンジカ用侵入防止柵<br>(ワイヤーメッシュ)<br>(m) | 講習会  |
| 旧岡崎市 | R2実績 | 57     | 248 | 310    | 3,334                            | 未実施  |
|      | R3見込 | 31     | 108 | 実施中    | 実施中                              | 実施   |
|      | R4計画 | 100    | 200 | 計画中    | 計画中                              | 計画中  |
| 旧額田町 | R2実績 | 46     | 380 | 190    | 302                              | 未実施  |
|      | R3見込 | 39     | 218 | 実施中    | 実施中                              | 実施   |
|      | R4計画 | 50     | 650 | 計画中    | 計画中                              | 計画中  |
| 合計   | R2実績 | 103    | 628 | 500    | 3,636                            | 未実施  |
|      | R3見込 | 70     | 326 | 実施中    | 実施中                              | 実施   |
|      | R4計画 | 150    | 850 | 計画中    | 計画中                              | 計画中  |

表7 ニホンジカの被害防除対策の実施量及び実施計画

## 8 その他の管理のために必要な事項

### (1) 計画の実施体制

#### ア 計画作成体制

市を中心に各利害関係者が協議して、実施計画を作成する。

各利害関係者としては、農林業者の代弁者（農協、森林組合、農林業者の代表）、捕獲者の代弁者（猟友会）、野生生物保護の代弁者（県、市等）及び地域住民等とする。

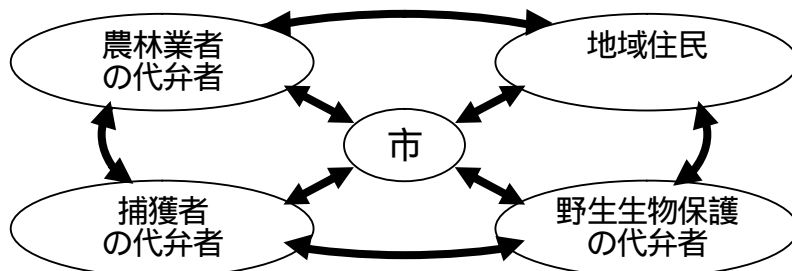


図8 計画作成の協議イメージ

#### イ 状況の把握収集体制

##### (ア) 被害状況

###### a 農林業被害

市内全ての農家へアンケート調査を実施する。

###### b 生活環境被害

地域住民、市、県、警察、消防等が状況を把握し、市に連絡する。

###### c 生態系被害

自然観察指導員、住民、自然保護団体（NGO、NPO）、県、市等が状況を把握し、市に連絡する。

##### (イ) 捕獲状況

###### a 狩猟による捕獲

狩猟者が毎年度県に提出する捕獲状況報告の内容を県が市に連絡する。

###### b 個体数調整による捕獲

市が実施する個体数調整を集計し、市が把握する。

##### (ウ) 生息状況

県が実施する生息状況調査（概ね5年ごと）に加え、狩猟者が県に報告する。捕獲効率（CPUE）の変化を、県が市に連絡する。

さらに、市は地域の方々のほか釣りや山菜取り等で地域に入る人の目撃情報も収集し、これを加味して状況を把握する。

#### ウ 捕獲体制

狩猟者の減少、高齢化が進む中、効率的な捕獲を行う必要がある。

このため、狩猟免許を取得した者には、取得のための講習費用及び狩猟免許試験受験料等の経費について支援し、狩猟者の増加を目指す。

なお、銃による捕獲数の大幅な増加は難しくなりつつあることから、わなによる捕獲についても奨励する。

また、岡崎市鳥獣害対策協議会において、捕獲に対する報奨金を交付し、捕獲数の増加を目指す。

エ 環境管理体制

草刈、未収穫農作物や生ゴミの撤去等、ニホンジカを寄せ付けない環境管理は、被害者及びその代弁者と地域住民が一体となって地域全体で行う。

また、岡崎市鳥獣害対策協議会により環境管理に関する講習会を開催する。

オ 被害防除体制

岡崎市鳥獣害対策協議会、農業生産組合、林業家及び各地区の鳥獣害対策組合の連携により大規模な侵入防止柵の整備を進める。市、県、国はこれを支援する。

カ 生息環境整備体制

県、市による森林の管理に当たっては、間伐の実施等、野生生物の生息環境の整備に配慮した事業を行う。

(2) モニタリングの実施と実施計画へのフィードバック

本市及び県は、捕獲実施者等の協力を得て前年度の捕獲数、捕獲場所、捕獲時期、捕獲個体の性別等を把握する。なお、ニホンジカについては生息数の現実的な推定方法が確立されておらず、生息密度を推定することは難しいため、捕獲効率(CPUE 値)、農業被害量等を指標として生息密度の増減を推定する。

これに加え、本市は農林業関係団体等の協力を得て、対象区域における前年度の被害状況、生息環境管理状況及び被害防除対策の実施状況を把握するとともに、捕獲を含めたその効果の把握に努める。

これらを踏まえ、毎年度、愛知県特定鳥獣保護管理連絡協議会<sup>1</sup>及び愛知県特定鳥獣保護管理検討会<sup>2</sup>において、各エリアの目的に沿って協議・検討し、過年度の施策の評価及び当該年度の実施計画を作成し、その中で捕獲目標及び算定の考え方を明らかにする。

1 愛知県特定鳥獣保護管理連絡協議会：県関係機関、市町村からなる組織

2 愛知県特定鳥獣保護管理検討会：学識経験者、農林業団体、狩猟者団体、自然保護団体、地域代表者からなる組織